

令和3年度集団指導【地密】 Q & A

No.	質問事項	回答
1	<p>【安全対策体制加算】（入所系）</p> <p>安全対策担当者について、安全対策に係る外部研修の受講とあるが、この外部研修の定義はあるか。研修の修了証等がなければならないのか。研修の実施機関や時期など県や市町村で研修の案内などあるのか、ない場合どうやって研修機関を探すのか。</p>	<p>外部の研修については、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。研修の修了証の有無は問わないが、研修を受講したことがわかるようにしておくことが望ましい。県や市で主催する研修については案内をするが、その他に関しては特段案内等をする予定はない。</p>
2	<p>【入浴介助加算】（通所系）</p> <p>医師等が訪問により評価とあるが、実際に医師が対応することは難しいと考えられる。医師以外はどんな者が該当するか。</p>	<p>入浴介助加算（Ⅱ）の算定条件にある、利用者の居宅を訪問し浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する者は、「医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者」とされている。</p>
3	<p>【利用者負担の適否】</p> <p>(1) 日常生活の経費の例として歯ブラシが挙げられているが、不適切な経費の例として口腔ケアティッシュが挙げられている。では、口腔ケアスポンジはどうか。</p> <p>(2) ティッシュの利用者負担の適否について、食堂など全利用者が共通で使用するティッシュに関してはどうか。また、利用者又は家族が希望する等で個人用として購入したティッシュに関してはどうか。</p>	<p>一例として挙げたもの（過去に不適切として判断した費用）が一律に良い・悪いというわけではなく、その経費が「利用者又は家族の自由な選択に基づき介護サービスの一環として提供される日常生活上の便宜に係るもの」であれば『その他日常生活費』として利用者負担とする。また、「利用者の希望によらず一律に提供されるもの」であれば『介護報酬の単位に含まれる』として利用者負担は不適切と考える。なお、事業者により行われる便宜の供与であっても、「サービスの提供と関係のないもの」（個人の嗜好に基づくいわゆる贅沢品等）については、『サービス提供とは関係のない費用』として徴収は可能である。</p> <p>(1) 歯ブラシは個人の希望で選定するが、口腔ケアティッシュや口腔ケア用スポンジは「ケアに必要な物品」とされ、介護給付に含まれると考えるため別途徴収不可とした。</p> <p>(2) ティッシュペーパーについて、共用スペース等に設置し介護の提供に使用するものは介護給付に含まれているため別途費用徴収不可だが、利用者の希望等を勘案し個室に設置するティッシュを施設が用意する場合は『その他日常生活費』として費用徴収可能である。</p>